

通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成 20 年諮問第 14 号〉答申に対する意見

530-8304 大阪市北区茶屋町 17-1

株式会社 毎日放送

代表者 代表取締役社長 河内 一友

項目	意見
2. 伝送設備規律 (1) 電波利用の柔軟化 (P. 3~4)	社会が高度情報化し、電波が非常に広範囲に利用されていること、放送、通信の両業種についても従来にない新しいビジネス展開が模索されていることから、柔軟化は高く評価できる。一方で放送の担う高い公共性に鑑みると、ホワイトスペースの利用にあつては、混信などの障害を起こすことのないよう、十分な技術的検証が不可欠である。
4. コンテンツ規律 (1) メディアサービス(仮称)の範囲 (P. 11)	「放送」の果たしてきた役割等が評価され、その概念・名称が維持されることになったことは高く評価できる。
(3) 具体的規律 (P. 12~14)	放送施設の設置と放送の業務に係る手続きの分離という、いわゆるハード・ソフトの切り分けについて、ハード・ソフト一致による事業形態を希望すれば優先されることが明記されたこと、また規制の緩和によって経営の選択肢が広がったことは評価できる。一方でソフト面について、その業務の認定に当たり行政が介入しやすくなる恐れがある。放送が公平中立で、言論の自由を引き続き守り、国民の負託にこたえていけるよう、認定の手続きにあつては公平性・中立性・透明性が確保されることは不可欠である。例えば欧米で実施されている独立委員会方式の導入など慎重かつ十分な検討が必要である。
同③番組規律 ア ショッピング番組(P. 15)	ショッピング番組は一概にコマーシャルとは言えない態様のものも多い。現在、視聴者保護の観点から日本民間放送連盟で検討がなされているところであり、民放事業者の自主自律により判断されるべきである。
⑤再送信制度の在り方 (P. 16~17) 6. 紛争処理機能の拡大 (P. 19)	現行の裁定制度が制定された当時と現在ではケーブルテレビを巡る環境は大きく変わっており、裁定制度は廃止するべきである。 また、現行の「電気通信事業紛争処理委員会」の機能を再送信同意へも拡大することについては、公平・透明な審議、判断がなされるよう慎重な検討が必要である。
全般	地上放送については、ややもするとテレビジョン放送に主軸を置いた議論がされるきらいがある。音声放送(ラジオ)についてはテレビジョンと異なる役割を担い、経営環境に置かれており、独自の施策が必要な局面がある。日本民間放送連盟にあつても今後のあり様についての議論が行われているところであり、これらの議論が今後の法整備の審議過程に反映されるべきである。